

# 宅地造成及び特定盛土等規制法 (盛土規制法)に係る説明会の開催について

北海道では、**令和7年4月1日から**、以下**14市町**において**盛土規制法**による**規制を開始**する予定です。

つきまして、説明会を開催しますので、参加を希望する方は2月6日までに下記の申請フォームより申し込みください。

小樽市	室蘭市	釧路市	北見市	網走市
苫小牧市	富良野市	登別市	北広島市	江差町
白老町	厚真町	洞爺湖町	安平町	以上14市町

- 規制開始を予定している上記の14市町において、規制開始以降〔令和7年(2025年)4月1日以降〕に下図に示す一定規模以上の盛土や土石の一時堆積等といった行為を行う場合には、あらかじめ「**北海道知事の許可**」または「**届出**」が必要となります。
- 規制開始時に既に工事中の盛土等行為については、工事主が規制開始日から**21日以内に届出が必要**となります。〔詳細についてはホームページを参照してください。〕

## ～ 説明会について ～

- 日時  
令和7年2月13日(木) 13:30～15:00
- 開催方式  
Web会議方式(Zoomによる)
- 参加資格  
特にありません。個人・事業者を問わずどなたでも参加可能です。
- 参加申請フォームURL(2月6日(木)まで)  
<https://www.harp.lg.jp/bZobz6cM>
- 接続URL及び資料  
後日申請のあったメールアドレス宛に案内します。
- 説明会次第(案)
  - ①法改正の概要・背景について
  - ②規制区域について
  - ③盛土規制法の規制内容について
  - ④申請手続きについて
  - ⑤その他事項について

お問合せ先 北海道建設部 まちづくり局 都市計画課 宅地係

H P:[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido\\_kisei\\_top.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html)

TEL:011-231-4111(内線29-659)

mail:kensetsu.tokei1@pref.hokkaido.lg.jp

